

島根県報

第一、五二二号
平成十五年十月十日
(金曜日)

目 次

規則	島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則	(総務課)	一
告示	地方税法第七百条の六の四の規定に基づく特約業者の指定の取消し	(税務課)	二
	字の区域の廃止	(市町村課)	二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	()	三
	結核予防法の規定に基づく医療を担当する機関の指定	(薬事衛生課)	三
	結核予防法の規定による指定医療機関の辞退	()	四
	土地改良事業計画の認可	(農村整備課)	四
	保安林の指定の解除	(森林整備課)	五
	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	五
公告	行政評価システム開発業務に係る一般競争入札の実施	(政策企画監室)	五
	特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	六
	クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	(薬事衛生課)	七
	プロセスガス分析システムの調達に係る一般競争入札	(産業振興課)	七

の実施

表面特性解析装置の調達に係る一般競争入札の実施

選管規程

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

衆議院小選挙区選出議員選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程

公布された条例等のあらまし

島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則(規則第九五号)

規則の概要

学生定員について、平成十六年度から第三次編入学定員を定めまいこととした。
(第二条関係)

二 施行期日

平成十六年四月一日から施行することとした。

規

則

島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第九十五号

島根県立大学条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立大学条例施行規則(平成十二年島根県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

学部	学 科	入学定員	収容定員
総合政策学部	総合政策学科	二〇〇人	八〇〇人

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

告 示

島根県告示第八百四十九号

地方税法（昭和二十五年法律第一百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信 義

氏名又は名称	代表者氏名	主たる事務所又は事務所の所在地	取消しの年月日
大黒石油株式会社	大畑 秀憲	島根県浜田市下府町三〇二番地一	平成十五年九月一日

島根県告示第八百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、横田町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信 義

仁多郡横田町大字中村において字を廃止する区域

大字	字	地 番
中村	川原	一一〇七の一、一一〇七の四、一一二五の一から一一二五の二四まで
	落合下川原	一一〇八の一
	落合	一一二一の一、一一二二の四から一一二三の八まで、一一四の一、一一二四の四から一一二四の八まで
	上川原	一一〇九の一、一一二二の一から一一二二の三まで
	橋詰川原	一一二一の一、一一二二の三
	落合力ケ田	一一九八の一から一一九八の九まで
	落合砂田	一一九七の一、一一九七の六から一一九七の一〇まで
	下モ橋詰	一一九五の一から一一九五の二〇まで
	上三橋詰	一一九四の一、一一九四の五
	下川原	一一九二の一、一一九二の三、一一九二の四
橋詰	一一一六の一から一一一六の四まで、一一一六の一、一一一六の二、一一一六の六から一一一六の一八まで、一一一六の三	

及びこれらの区域に介在する道路・水路である国有地の全部

（ただし、右地番は、平成十五年九月十二日現在のものである。）

島根県告示第八百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一條第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八條第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称 有限会社 家具 ランドタナカ	指定した 事 業	事業所の名称 有限会社 家具フ ンドタナカ	事業所の所在地 安来市飯島町二 八九番地三	指定年月日 平成十五年十月 一日
-----------------------------	----------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------

島根県告示第八百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第八十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称 株式会社 コムス ン	事業所の名称 株式会社 コムス ン松江ケアセン ター	事業所の所在地 松江市乃白町三三 四六	指定年月日 平成十五年十月一日
株式会社 コムス ン	株式会社 コムス ン出雲ケアセン ター	出雲市大津町朝倉七 八八 二大北館	平成十五年十月一日
医療法人社団 水 澄み会	ケアプランサービ スセンターはまほ うふう	浜田市久代町一番七	平成十五年十月一日

島根県告示第八百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予

防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信 義

指定医療機関の名称 嶋本医院	指定医療機関の所在地 松江市黒田町四四九 一	指定年月日 平成十五年六月一日
島根県済生会江津総合病 院	江津市江津町一五五一	平成十五年六月一日
島根県済生会高砂訪問看 護ステーション	江津市江津町一一〇 一五	平成十五年六月一日
川崎医科大学附属病院	岡山県倉敷市松島五七七	平成十五年六月十六日
すみれ調剤薬局	松江市西津田町一〇丁目一 七二〇 一一	平成十五年七月一日
すみれ調剤薬局八雲店	八束郡八雲村日吉一九四 一 四	平成十五年七月一日
益田地域医療センター医 師会病院美濃出張所	益田市美濃地町一五七 二	平成十五年七月四日
益田地域医療センター医 師会病院飯浦出張所	益田市飯浦町イ九八五	平成十五年七月四日
ウエルネス薬局大田店	大田市長久町長久口二六四 一三	平成十五年七月十一日
もりわき歯科クリニック	大田市大田町大田街区番号二 〇符号二 一	平成十五年七月二十五日
さくら薬局	鹿足郡津和野町大字鷺原イ二 〇八 一	平成十五年七月二十八日
つわぶき医院	鹿足郡津和野町大字鷺原イ一 九〇	平成十五年八月一日

本田医院	簸川郡湖陵町大字二部一八〇二一	平成十五年八月九日
有限会社天津薬局	益田市乙吉町イ三三六三	平成十五年八月六日
小林クリニック	松江市比津町一四九一	平成十五年八月十二日
ドレミ歯科医院	大原郡大東町大字飯田七八五一	平成十五年八月十八日
西平田あおぞら薬局	平田市西平田町二三四一	平成十五年八月十八日
たなか内科クリニック	松江市上乃木九丁目一〇	平成十五年八月二十日
小林薬局古市店	仁多郡横田町大字下横田四二一一	平成十五年九月一日
ひよこ薬局	浜田市熱田町五四一	平成十五年九月一日
すみれ小児科	浜田市熱田町五四一	平成十五年九月十二日
順天堂薬局サンデーズ下本郷店	益田市下本郷町二〇七	平成十五年十月一日

島根県告示第八百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
島根県済生会江津総合病院	江津市江津町一五五一	平成十五年五月三十一日
島根県済生会高砂訪問看護ステーション	江津市江津町一一〇一五	平成十五年五月三十一日
嶋本医院	松江市黒田町四四九一	平成十五年五月三十一日
すみれ調剤薬局	松江市西津田町一〇丁目一七二〇二一	平成十五年六月三十日
すみれ調剤薬局八雲店	八束郡八雲村日吉一九四一四	平成十五年六月三十日
原田歯科医院	安来市荒島町一八四一	平成十五年七月一日
有限会社たかはし薬局	出雲市今市町北本町一丁目三一四	平成十五年七月七日
おおつか薬局	松江市東本町四丁目二二四	平成十五年八月一日

島根県告示第八百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
出雲市土地改良区	周井手下地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	平成十五年十月二日

島根県告示第八百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字美田字焼火山二二九八の一七

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第八百五十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	平成十二、十四年度	七十七枚 (地籍明細図二枚を含む)	一冊	上塩冶	平成十五年十月二日
美都町	平成十四、十五年度	六枚	一冊	丸茂郷	平成十五年十月二日

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信義

一 入札に付する事項

(一) 件名

行政評価システム開発業務

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十五日

(四) 納入場所

島根県松江市殿町一番地

島根県政策企画局政策企画監室

二 入札参加資格

(一) 平成十五年三月までに、いずれかの地方公共団体において行政評価システムを設計し、又は納入した実績を有する者であること。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。

(三) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当すると認められる事実があつた後二年間を経過しない者でないこと。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(四) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(五) 島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十条の三各号に掲げる

要件を備えた者であること。
三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇 八五〇一 島根県松江市殿町一番地 島根県庁本庁舎三階

島根県政策企画局政策企画監室(行政評価担当)

電話 〇八五二二二二 五〇九三・六二二三

ファクシミリ 〇八五二二二二 六〇三三四

電子メール gyosei@yoka@pref.shimane.jp

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年十月十日から平成十五年十月十七日までの間(土曜日、日曜日、祝日を除く)、上記(一)の場所において交付する。

除

く、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

希望する者には入札説明書の電子ファイルを送付した電子メールにより入札説明書を交付するので、企業名、担当部署名、担当者名、電話番号及び送付先電子メールアドレスを明記して交付期間中に上記(一)まで申し込むこと。

なお、入札説明会は、実施しない。

(三) 入札参加資格確認申請書の提出期限等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより入札参加資格の確認に必要な書類をあらかじめ提出すること。

なお、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それ

に応じること。

(四) 入札の日時、場所等

日時 平成十五年十月二十三日 午後二時から

場所 島根県松江市殿町一番地 島根県庁本庁舎会議棟第一会議室

なお、郵便による入札は認めない。

開札の日時及び場所

即時開札する。

(五) 再度入札

再度入札

二回まで行う。

(七) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第六十一条の三第一項の規定により入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかつたとき、その他島根県会計規則第六十三条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(三) 落札者の決定方法

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(四) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(五) 前金払の有無

前金払は行わない。

(六) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信義

一 申請のあった年月日

平成十五年九月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あかぎ福祉会

三 代表者の氏名

清原政成

四 主たる事務所の所在地

飯石郡赤来町大字下赤名一九一九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、居宅において生活することが困難な赤来町の高齢者に対して、痴呆対応型共同生活介護及び在宅の虚弱高齢者等の通所による在宅支援サービスを行い、赤来町で生活する高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定に基づく業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、同法施行細則第十二条第二項の規定により公告する。

平成十五年十月十日

一 研修及び講習の主催者

島根県知事 澄 田 信義

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町四二〇番地一

二 研修又は講習の種類等

1 第一型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成十五年十二月七日	いわみーる	浜田市野原町一八二六番地一
平成十六年一月二十五日	ウエルシティ島根	出雲市塩冶有原町二丁目十六番

2 第一型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成十五年十二月七日	いわみーる	浜田市野原町一八二六番地一
平成十六年一月二十五日	ウエルシティ島根	出雲市塩冶有原町二丁目十六番

三 受講料

第一型研修 五千円

第一型講習 四千五百円

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信義

一 調達内容

(一) 購入物品等の名称及び数量

プロセスガス分析システム 一式

(二) 調達案件の様式等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月九日

(四) 納入場所

島根県松江市北陵町一番地 次世代技術研究開発センター

(五) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加者の資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号の規定に該当すると認められる事実があつた後二年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 島根県税を滞納していない者であること。

(四) 平成十四年九月六日付け島根県告示第八百四号(平成十五年及び平成十六年に島根県において発注する物品の製造の請負及び売買に係る入札の参加資格等)により資格を認定され、中分類「理化学機器」においてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

なお、同告示による資格審査を受けていない者にあつては、直ちに同告示二の規定に基づき資格審査の申請手続を行うこと。

(五) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない

者でないこと。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇 八五〇一 島根県松江市殿町一番地 島根県庁二階

島根県商工労働部産業振興課 担当 横原

電話 〇八五二 二二二 五二九三 ファクシミリ 〇八五二 二二二 六〇八〇

(二) 入札説明書の交付期間及び場所

平成十五年十月十日(金)から平成十五年十月十六日(木)までの間、上記(一)の場所において交付する。

(三) 入札説明会

実施しない。

(四) 入札書の受領期限

平成十五年十月二十二日(水)午前十一時(郵便による入札にあつては、午前十時必着)

(五) 開札の日時及び場所

日時…平成十五年十月二十三日(木)午後二時から

場所…島根県松江市殿町一番地 島根県庁会議棟二階第四会議室

四 その他

(一) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(二) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の百分の五以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を納付すること。

(四) 入札者に要求される事項
ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならぬが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(五) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(六) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(七) 契約書の作成の要否

要する。

(八) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年十月十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 調達内容

(一) 購入物品等の名称及び数量

表面特性解析装置 一式

(二) 調達案件の様式等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十六年二月二十七日

(四) 納入場所

島根県松江市北陵町一番地 次世代技術研究開発センター

(五) 入札方法

落札の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積つた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加者の資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号の規定に該当すると認められる事実があつた後二年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 島根県税を滞納していない者であること。

(四) 平成十四年九月六日付け島根県告示第八百四号（平成十五年及び平成十六年に島根県において発注する物品の製造の請負及び売買に係る入札の参加資格等）により資格を認定され、中分類「理化学機器」においてA等級又はB等級に格付けされた者であること。

なお、同告示による資格審査を受けていない者にあつては、直ちに同告示二の規定に基づき資格審査の申請手続を行うこと。

(五) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇 八五〇一 島根県松江市殿町一番地 島根県庁二階

島根県商工労働部産業振興課 担当 横原

電話 〇八五二 二二二 五二九三 ファクシミリ 〇八五二 二二二 六〇八〇

(二) 入札説明書の交付期間及び場所

平成十五年十月十日(金)から平成十五年十月十六日(木)までの間、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

(三) 入札説明会

実施しない。

(四) 入札書の受領期限

平成十五年十月二十二日(水)午前十一時(郵便による入札にあつては、午前十時必着)

(五) 開札の日時及び場所

日時：平成十五年十月二十三日(木)午後三時から

場所：島根県松江市殿町一番地 島根県庁会議棟二階第四会議室

四 その他

(一) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(二) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の百分の五以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(四) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならぬが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(五) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかつたとき、その他島根県会計規則第六十三条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(六) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(七) 契約書の作成の要否

要する。

(八) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年十月十日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第四号

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程(昭和三十年島根県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式の三(その一)を次のように改める。

第 6 号様式の 3 (第 9 条の 2、第12条の12)

(その 1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙の候補者届出政党が行う場合

何年何月何日

島根県選挙管理委員会委員長 (氏 名) あて

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者 (氏 名) 印

候補者届出政党選挙運動用ビラ (ポスター) 証紙交付申請書

下記のとおり証紙の交付を受けたいので申請します。

記

選挙名 平成 年 月 日執行衆議院議員小選挙区選出議員選挙

選挙区名	候補者氏名	交付申請枚数
第 区		

備考 代表者は、島根県を単位とする支部の代表者をもつて代えることができる。

毎週火・金曜日発行

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

衆議院小選挙区選出議員選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年十月十日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第五号

衆議院小選挙区選出議員選挙に関する規程の一部を改正する規程

衆議院小選挙区選出議員選挙における届出等に関する規程（平成十二年島根県選挙管理委員会規程第六号）の一部を次のように改正する。

各号列記以外の部分中「出雲支局及び」を削り、第七号中「第一九七条の二第二項」を「第一九七条の二第五項」に改め、第十一号中「第百九条の八第一項」を「第百九条の八」に改め、第十三号中「第百十条の三第一項」を「第百十条の三」に改め、第十五号中「第百二十五条の三第一項」を「第百二十五条の三において準用する令第百十条の二第一項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成十五年十月十日印刷
平成十五年十月十日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江学殿町南
松島根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）